

(続紙 1)

京都大学	博士 (人間・環境学)	氏名	陳 錦清
論文題目	魏晉南北朝の碑誌の文学——継承と創造		
<p>(論文内容の要旨)</p> <p>本学位申請論文は、魏晉南北朝の碑誌を研究対象とする。序章に言うように、これまで碑誌は、その記述が文書による記録の欠を補い修正する可能性を持つ資料として歴史研究において重視されてきた。しかし本論文では、これらを文学作品としての観点から、その著述目的、表現に重点をおいて研究しようとする。</p> <p>本論文は、序章・第1編・第2編・第3編・終章から構成され、各編に第1章第2章が設けられる。</p> <p>第1編では、西晋時代の墓誌と墓碑の立碑状況を検討した。魏晉南朝では、前後四回禁碑令が発布された。ところが西晋期は前後の曹魏期と南朝時期より多くの墓碑が作られている。本編では、西晋期の「禁碑令」下に立てられた碑文と女性碑文の記述から、その理由と、この時期の墓誌の特色を検討した。</p> <p>第1章は、西晋期の「禁碑令」下の立碑について調査した。その結果、278年の禁碑令以降に立てられた碑文が多いこと、立碑地域は、首都洛陽を中心とした河北が最も多いことを明らかにした。また皇帝の一族である司馬氏の碑文が大半であることから、禁碑令が権力者には及ばなかったことを証明した。更に西晋時期より顕著となる「碑陰文」「先賢碑」「生碑」といった碑刻は、禁令を避けるためであったことを論じた。</p> <p>第2章は、「禁碑令」下に立てられた西晋の「孫夫人碑」を取り上げ、従来の女性墓誌と異なる表現の特徴について検討した。本墓誌は儒家的な女性の徳を列挙する形式的なものではなく、結婚前後の家庭での生活が生き生きと描かれている。読者にそのように感じさせる理由として、作者が孫夫人をよく知る人物であることと、当時流行しつつあった駢文的文飾を廃した文体によるものであることを挙げ、この時期の碑誌が文学作品として成長しつつあったことを指摘した。</p> <p>一人の作者によって創作されることが一般的であった碑誌の文であるが、序と銘がそれぞれ別の人物によって作られた碑文が少数であるが存在する。第2編はそのような碑誌に着目し考察を行った。</p> <p>第1章で取り上げる「顔含碑」は、序と銘の作者が別人であることが明らかな碑誌である。銘の作者である顔延之が李闡による顔含の伝を碑文の序としてそのまま利用した。それは顔家の一族の歴史を顕彰するためであった。一方銘は、異郷で客死した弟を祖先の墓域に改葬したことを契機として作られたものであった。本碑誌に示され</p>			

る顔延之の一族に対する意識から、立碑をこれまで考えられてきた時期より二十年ほど後のことであるとする主張を行った。

第2章は、南朝梁の「蕭景碑銘」を取り上げる。本碑は序銘ともに蕭繹の作とされるが、銘は蕭繹の作、序は別人の手になる可能性があることを主張する。北魏討伐などの事件に対する序と銘の表現の矛盾、銘のみに見られる表現を分析し、その主張の根拠とした。あわせて序の「故吏」という文言から蕭景の部下であった裴子野を序の作者とする可能性を指摘した。

第3編では、南北朝末期の代表的文学者である庾信の碑誌作品を取り上げる。隋唐の墓誌の表現に大きな影響を与えた彼の碑誌作品から、彼が模倣した表現、彼を模倣した後世の表現について考察した。

第1章は、庾信が碑誌創作において模倣したと考えられる作品として「蕭景碑銘」に注目した。庾信が北朝において作成した幾つかの碑文には「蕭景碑銘」と類似する表現が見られる。南朝で作られた「蕭景碑銘」であるが、庾信が南朝にあったとき、梁元帝（蕭繹）と近い関係にあったことを指摘し、庾信が南朝で生活していた時期に「蕭景碑銘」を読み、参考にした可能性があることを論じた。

第2章では、庾信作成碑誌の表現の継承を検討するため、日本で作られた「威奈大村墓誌」を取り上げた。「威奈大村墓誌」の典拠に着目し、墓誌制作者は従来指摘されているように庾信の墓誌作品を直接参考にしたのではなく、敦煌で発見された『語対』系類書を参照していた可能性を提示した。『語対』系類書は庾信の碑誌をはじめとする南北朝碑誌の類型表現を抽出して編纂されたと考えられ、「威奈大村墓誌」の作者は『語対』の流れを汲む『文場秀句』を介して、本墓誌を作成した可能性を示した。

終章では、魏晋南北朝時期を碑誌の文学ジャンルとしての成立時期とし、南北朝末期に位置する庾信の墓誌が、先行碑誌を模倣しつつ一方では後世において模倣される存在であったことを以て、南北朝時代を次に続く唐代の墓誌作品の隆盛を準備した時代と位置付ける。

(続紙 2)

(論文審査の結果の要旨)

本学位申請論文は、西晋から南北朝末期の碑誌を研究対象とする。従来碑誌は歴史研究の重要な資料として利用されてきた。しかしその表現に注目し文学作品としての視点から行われた研究は、これまであまり行われてこなかった。

第1編第1章「西晋期における「禁碑令」下の立碑について」は西晋時期、西暦278年の禁碑令発布以降に作られた碑文について様々な資料を利用して総数、立碑場所、碑文の対象者などを調べあげ、禁令が皇帝の一族をはじめとする権力者には及ばなかったこと、「先賢碑」「生碑」といった形式にしたり、「碑陰文」を書き加え、儒教道徳の顕彰を標榜することによって破壊を免れた碑文があることを発見した。

第2章「西晋期の「孫夫人碑」の女性描写について」はこの時期増加してきた女性の為に作られた碑文について、「孫夫人碑」を取り上げて考察する。漢代の女性の為に作られた碑文は、儒家的な女性の徳目を列挙し個性に踏み込む描写が少なかったが、本碑文は夫人の家庭における逸話を中心に、父に対する娘、子に対する母としての姿が描かれていることに特色があるとする。さらにその描写を可能にしたのは、四字句を基礎とする当時の文章の規範に従わなかったことによると論じた。両論考ともに碑文の内容を分析することによって得られた結論であり、文学作品として碑文を読むという本申請論文の目的を具体的に示すものとなっている。

第2編第1章「時代を超えた共同制作―「顔含碑」の成立について―」は、碑文を構成する散文の序と韻文の銘が別の人物によって作られたことを明記する「顔含碑」について考察する。序は銘の作者である顔延之が、李闡が作った顔含の伝を転用したものであった。申請者は顔延之が李闡の作品を転用したのは、顔一族の歴史を紹介するためであり、自身の銘は客死した弟の墓を先祖の墓域に改葬することを契機として作られたのだと論じる。本墓誌の序が通常の序の文体と異なること、また銘の内容から本碑文の立碑理由を分析しようとしたことは、申請者の碑文の文体に対する深い理解の上に行われた作業である。

第2章「『弘仁本文館詞林』における「郢州都督蕭子昭碑銘一首並序」について」は、日本に伝わる『文館詞林』に載る本碑銘について、序と銘の作者が異なるのではないかという申請者の仮説を証明しようとしたものである。申請者が主張するのは序と銘において蕭景(字子昭)の生涯を紹介する記述の違いが存在するという点である。その違いを分析し、申請者は序が蕭景の履歴を叙述するのに対し、銘は梁王朝における彼の功績を描写しようとするとし、この表現における重点の違いが、作者の違いを示すものであると主張する。

第3編「模倣と創造―庾信碑誌を中心に」は南北朝末期の重要な文学者庾信の碑誌作品について論じる。第1章「庾信の碑誌の源流について」では、庾信が北朝において作った碑誌には庾信とほぼ同時期の南朝の碑誌作品と類似する表現がみられることに

着目する。申請者はそのような南朝碑誌のなかから第2編第2章で考察した「蕭景碑銘」との表現の比較を行ない、庾信が南朝滞在時期にこの碑誌を読むことが可能であったことを傍証として、彼がこの碑誌を学んだという新しい説を提出した。

第2章「「威奈大村墓誌」における参考書物」は、707年に日本で作られた「威奈大村墓誌」について考察する。従来本墓誌は庾信の碑文作品を模倣する部分があるとされている。申請者は庾信の作品以外にも中国の典籍を利用した表現が見られることから、庾信の作品を直接学んだのではなく、敦煌で発見されている『語対』系統の類書の渡来記録に気付き、庾信作品を掲載する類書から表現を学んだ可能性があるとの主張を行った。

終章では、上記の考察を通して魏晋南北朝時代が、唐代の墓誌文学の萌芽期にあたりと文学史的な位置づけを述べている。

以上のように本論文は魏晋南北朝の幾つかの時期の碑誌作品を取り上げ、その文学的特色を考察したものである。この時代の資料を広く調査し、先行研究も丁寧に読み込んでいる。これは申請者が研究者として基礎的な研究能力を身につけていることを示す。また本論文ではこれまで看過されてきた問題の発見や新しい主張があり、申請者が独立して研究を展開してゆく可能性があると感じさせる。しかし自身の主張を強調するあまり、その論証や分析に不十分な点や資料解釈に強引さを感じさせる点が見られることが惜しまれる。ただこれらのことは申請者が今後の研究を進めてゆくなかで解決されてゆくものと思われる。

よって、本論文は博士（人間・環境学）の学位論文として価値あるものと認める。また、令和6年1月19日、論文内容とそれに関連した事項について試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。

要旨公表可能日： 令和 年 月 日以降